

=お知らせ=

平成29年用点検整備済ステッカーの貼付できる期間のお知らせ

平成28年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、平成29年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

11月末より販売予定の標記29年用ステッカーは、国土交通省認可の関係で前面ガラスに貼付できる期間は、平成28年3月31日までと指定されておりますので、購入時にはご注意下さい。

注：①自家用乗用車の使用に限ります。

②平成29年4月30日を過ぎて前面ガラスに貼付していると保安基準違反になります。

※平成28年4月1日以降使用可能なステッカーは、平成28年2月下旬供給予定です。

下請取引適正化推進月間の実施について

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法の効果的な運用及び違反行為の未然防止等を推進しております。

本年度においても11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行うとともに、下請取引適正化推進講習会の開催を案内する情報提供がありましたのでお知らせ致します。

下請取引適正化推進講習会

日 時 平成27年11月27日（金）

13:30～17:00

会 場 コラニー文化ホール 会議室（甲府市寿町26-1）

講習料 無料申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込みください。

マイナンバー制度施行（平成28年1月1日以降）における自動車重量税還付の申請について

平成28年1月1日以降にマイナンバー制度が施行されることに伴い、OCRシート（第3号様式の3）が改正され、平成28年1月1日以降に自動車重量税還付の申請を行う場合は、個人番号または法人番号の記載（青色の囲み）が義務づけられ、新様式のOCRシートの使用が必要となります。

つきましては、平成28年1月1日以降に自動車重量税還付の申請を行う場合は、新様式を使用するようお願いします。

ただし、永久抹消登録申請又は解体届出のみを申請する場合は、旧様式のO C Rシートを引き続き使用することができます。

なお、詳細については追ってご連絡いたします。

OCRシート（第3号様式の3）

□永久抹消登録申請書		□解体届出書		自動車重量税還付申請書		第3号様式の3	
<input type="checkbox"/> ①業務種別 <input type="checkbox"/> ②出張 <input type="checkbox"/> ③処理 <input type="checkbox"/> ④制限解除 <input type="checkbox"/> ⑤重量税還付申請の有無 <input type="checkbox"/> ⑥軽体運搬 <input type="checkbox"/> ⑦訂正 <input type="checkbox"/> ⑧半導体 <input type="checkbox"/> ⑨なし <input type="checkbox"/> ⑩2段階 <input type="checkbox"/> ⑪2段階 <input type="checkbox"/> ⑫2段階 <input type="checkbox"/> ⑬なし <input type="checkbox"/> ⑭(業者)				<input type="checkbox"/> ⑮自動車登録番号 <input type="checkbox"/> ⑯車台番号			
<p>自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい)</p> <p>⑯氏名又は名称 (法人の場合は、組織名又は社名の欄は1マスで記入して下さい) 人種区分 <input type="checkbox"/> 1個人 <input type="checkbox"/> 2法人 業主で記入して下さい(所有者を記入する場合は此方の欄に1マスで記入。業主・半導体は同一マス用に「記入」と記入) </p> <p>⑰住 所 住所コードで記入して下さい (都道府県名郵便コード) - 郡町村コード - 小字コード - 丁目 - 二重番地(建物番地) - 戸名 ⑱電話番号 (外線番号、市内番号、加入番号等を記入) </p> <p>⑲郵便番号</p> <p>⑳金融機関開設名 (他の金融機関開設に提出がない場合は、金融機関開設を「その他」とし、金融機関名欄に複数まで記入)</p> <p>㉑支店名 (他の支店種別に提出がない場合は、支店種別を「その他」とし、支店名欄に複数まで記入)</p> <p>㉒印 號番号又は記号番号</p> <p>㉓印 口座種類 1. 普通預金 2. 新規借入後預金 3. 別種預金 4. その他 5. 活期預金 6. 通知預金 7. 野菜預金 </p> <p>㉔印 氏名又は名称 (法人の場合は、組織名又は社名の欄は1マスで記入して下さい) フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。所有者を記入する場合は此方の欄に1マスで記入。業主・半導体は同一マス用に「記入」と記入) </p> <p>㉕印 住 所 住所コードで記入して下さい (都道府県名郵便コード) - 郡町村コード - 小字コード - 丁目 - 二重番地(建物番地) - 戸名 ㉖印 電話番号 (外線番号、市内番号、加入番号等を記入) </p> <p>㉗印 登録識別情報</p> <p>㉘印 申請代理人 氏名 住所 印</p> <p>㉙印 代理受領者 氏名又は名称 住所 印</p> <p>㉚印 連絡先 運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成 年 月 日</p>							
⑮自動車登録番号 <input type="checkbox"/> ⑯車台番号 <input type="checkbox"/> ⑰移動報告番号 <input type="checkbox"/> ⑱支店種別 <input type="checkbox"/> ⑲印 <input type="checkbox"/> ⑳印 <input type="checkbox"/> ㉑印 <input type="checkbox"/> ㉒印 <input type="checkbox"/> ㉓印 <input type="checkbox"/> ㉔印 <input type="checkbox"/> ㉕印 <input type="checkbox"/> ㉖印 <input type="checkbox"/> ㉗印 <input type="checkbox"/> ㉘印 <input type="checkbox"/> ㉙印 <input type="checkbox"/> ㉚印							
<p>⑮自動車登録番号</p> <p>⑯車台番号</p> <p>⑰移動報告番号</p> <p>⑱支店種別</p> <p>⑲印</p> <p>⑳印</p> <p>㉑印</p> <p>㉒印</p> <p>㉓印</p> <p>㉔印</p> <p>㉕印</p> <p>㉖印</p> <p>㉗印</p> <p>㉘印</p> <p>㉙印</p> <p>㉚印</p>							

車積載車による事故車等の排除に係る 有償運送許可取得のための研修会について

平成23年9月以降、車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務について、事業者が有償運送許可を得るために必要な研修会を受講し、管轄する運輸支局に申請することにより、地域、期間を限定した上で有償にて行うことが可能となります。

これに伴い、下記のとおり研修会を開催致しますので、受講及び許可申請を希望される事業者の方は、下記申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

なお、定員を両日とも100名とさせて頂きます。定員となり次第締め切らせて頂きますのでご理解のほどお願いします。

1. 開催日時

12月16日（水） 受付時間：12：30～13：00
研修時間：13：00～18：00

2. 開催場所

（一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

3. 受講対象者

自家用の車積載車を保有し、有償運送許可を受けようとする事業者の責任者1名

※複数店舗ある事業者において責任者1名の受講で複数台の申請が可能ですが、必ず社内研修を行って下さい。

4. 費用

研修費 5,000円（税込）
テキスト代 500円（税込）

5. 持参品

①研修費

②車積載車の自動車検査証コピー

使用者（所有者）の住所が許可を受けようとする事業者と同一であること。

車検証が旧住所（市町村合併も含む）や旧社名の場合は、記載変更を行って下さい。県外ナンバーは申請できません。

③車積載車の任意保険証コピー

損害賠償責任保険契約または損害賠償責任共済保険を締結していること。

任意保険 対人保険 1名当たりの補償額 無制限

④印鑑（法人の場合は社印、個人の場合は認印、シャチハタは不可）

⑤筆記用具

6. 受講申込方法

下記の有償運送許可取得のための研修会申込書に必要事項を記載の上、11月27日（金）までにFAXにてお申し込みください。

※平成26年度以降に許可を受けた事業者におかれましては、許可証の有効期間が3年間となっておりますので、今回の研修を受講する必要はありません。許可証の有効期間をご確認下さい。

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可取得のための研修会申込書

支 部 名	支 部	認 証 番 号	8 -
事業者名			
代表者名			
受講者名			

受講者が変更になる場合は、事前にご連絡下さい。

お客様向け提案・説明資料の配布について

(自動車整備業のビジョンⅡ)

お客様向け提案・説明資料は、CS（顧客満足度）向上による入庫・売上の拡大を促進することを目的として作成配布致します。

整備事業場において定期点検及びその他サービスメニュー（一例）の説明・実施の提案・料金説明及び消耗劣化部品の説明を行う際の総合的な説明用資料としてご活用下さい。

なお、今後、振興会から提供される説明資料及び自社で作成した説明資料と併せて、ユーザー説明時にご活用いただきますようお願い致します。



【お客様への説明・提案】

【配布ツール】 お客様説明資料 貨物車編（クリアファイル入り）

(1) ユーザー向け提案用資料（全10種）

法定点検以外の点検・整備メニューの実施等をお客様に提案する際に使用する資料です。自動車に係る幅広い提案を行うことにより、お客様と幅広い取引が可能となります。

(2) 点検・整備料金説明用資料（全11種）

点検・整備を実施した際に発生する一般的な料金の説明をする際に使用する資料です。お客様が各費用の必要性等を完全に納得した上で料金をお支払いいただくことにより、信頼性が増しCS（お客様満足度）向上に繋がります。

(3) 消耗・劣化部品説明用資料（全38種）

一般的な消耗・劣化部品の交換の必要性をお客様に説明する際に使用する資料です。お客様が部品交換の必要性等を完全に納得した上で整備することにより、信頼性が増しCS（お客様満足度）向上に繋がります。

なお、説明資料（二輪車編）についても同時配布致しますが、二輪車編は必要な資料を各事業場でファイルしてご活用下さい。

お客様説明資料

(貨物車編)



 一般社団法人山梨県自動車整備振興会

工場名 _____

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」10月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車工場	788	甲府東	前沢自動車工業	749	南アルプス北
サトー自動車	1019	甲府西	功刀モータース	213	市川
(有) アユザワ自動車	127	甲府南	(有) 田富自動車工業	712	市川
神戸自動車整備工場	793	甲府南	タカノ自動車工業	1043	市川
(有) 大久保自動車工業	983	甲府南	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
(有) 塩部モータース	189	甲府北	古屋モータース	512	東八
青木自動車商会	407	甲府北	小林自動車工業	789	東八
末木モータース	431	峡北	保坂自動車整備工場	1050	東八
藤原モータース	724	峡北	三富自動車工業	782	日下部
山本自動車整備工場	699	韮崎	福田オート	447	塩山
ボディーショップフカサワ	986	韮崎	山県自動車整備工場	715	塩山
田中自動車工場	996	韮崎	塩山車検センター協同組合	987	塩山
井上モータース	355	南アルプス南	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	半田自動車整備工場	942	岳麓
山梨機械整備工業所	588	南アルプス南	宝オートサービス	1140	都留

【訃 報】

(南巨摩北支部 8-1399)
沼澤自動車商会
 代表者 沼澤 正幸 様
 御母堂 沼澤 恵子様(62歳)
 10月14日 ご逝去

(塩山支部 8-344)
(有)内川自動車工業
 代表者 内川 隆雄 様
 御尊父 内川 清里様(80歳)
 10月23日 ご逝去